

検査場における抜き取り検査の実施について

検査場における抜き取り検査の実施について

- 最終報告書6. (4)の提言に従い、検査場では以下の対応を行う。
 - 受検日含め5日の間※¹にOBD確認が実施され「適合」であった記録がある受検車両は、**原則、検査場でのOBD検査を省略**(検査職員が省略すべきでないとは判断する場合を除く。)
 - 上記に該当する場合でも、替え玉受検の防止等を目的に、**抜き取り検査を実施**

※1: OBD検査検討会のフォローアップ会議での合意事項

抜き取りの判断

- OBD検査用サーバに**抜き取り率**を設定
- 検査場での受付処理時にサーバ側で、設定された抜き取り率により※²、**自動的に省略か抜き取りかを判定**し、検査場に応答
- 検査場の検査職員は、サーバの応答を踏まえて判断

抜き取り率

- 令和6年10月の本運用開始時点では、該当車両の台数が少ないことから高めの設定(10%)とし、その後は台数等の状況を見ながら設定をしていくこととするが、その際、**率の公表は行わない**。
 - (理由) ←
 - 率を知り得ているか否かにかかわらず、整備事業者の実施することは変わらない
 - 不正防止の観点から、率の詳細の公表は控えることが望ましい
- 率は整備事業場ごとに設定することが可能。特段の理由がない限りは全事業場を同一の率とするが、**必要に応じ特定の事業場の率を上げる措置**を行う。
 - (想定されるケース) ←
 - 認証工場が不正を行っているとの情報があったとき
 - 一定の条件下でOBD確認が認められている協同組合、商工組合等が、その条件を満たさないことが確認された場合

※2: 事前に行われたOBD確認の結果が以下の場合は念のため、上記の抜き取り率に関わらず抜き取り検査を実施する

- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合